

やまなしソーシャルイノベーションセンター設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、官民連携により本県の地域課題解決を推進するため、一般社団法人やまなしソーシャルイノベーションセンター（以下「センター」という。）の運営及びセンターが行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる事業及び経費)

第2条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）及び経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で知事が定める。

(補助金交付の申請)

第4条 センターは、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）を、毎年4月1日までに知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 知事は、補助金交付申請書の提出があったときはこれを審査のうえ、交付の決定を行い、交付決定通知書（第2号様式）により、決定の内容をセンターに通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) センターは、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更（別表に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事業変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けなければならない。
- (2) センターは、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(3) センターは、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

2 補助金交付の決定を受けたセンターは、概算払いにより補助金の交付を受けようとする場合は、概算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 センターは、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月31日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（第7号様式）により、センターに通知するものとする。

2 知事は、センターに交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、山梨県補助金等交付規則第17条に規定する割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の処分及び管理)

第10条 センターは、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 センターは、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合においては、原則として、交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまでの間、関係書類を保管しなければならない。

(実証支援金)

第12条 この要綱において「実証支援金」とは、センターが支援する共創プロジェクトが実施する実証実験に要する経費に対し、センターが交付する補助金をいう。

- 2 センターは、実証支援金の交付の手續等について、第4条から第11条までの規定に準ずる条件を付した交付規程を定め、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 3 センターは、前項の規定により付した条件によって実証支援金の返還等があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 センターは、実証支援金の支払に必要な経費として、第7条第2項による補助金の支払を受けたときは、遅延なく実証支援金を事業者へ支払わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 3 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

別表

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
運営費	<p>センターの役員に係る報酬、手当等、共済費</p> <p>センターの運営に要する使用料及び賃借料、需用費、役務費、備品購入費、報償費、旅費</p> <p>その他知事が必要と認める経費</p>		
官民連携促進事業	報酬、旅費、使用料及び賃借料、委託料		
調査・研究事業			
情報発信事業	その他知事が必要と認める経費		
実証支援事業	<p>実証支援金（センターが支援する共創プロジェクトが実施する実証実験に要する経費）</p> <p>(1) 対象経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、保管料、広告料、手数料、保険料等）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、知的財産権等関連経費、その他実証実験の実施に要する経費</p> <p>(2) 補助率 上記の 10 / 10</p> <p>(3) 補助限度額 500 千円</p>	<p>当該経費の 10 分の 10 以内</p>	<p>1 各補助区分の相互間において、いずれか低い額の 20% 以内を増減させる場合</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合</p>

第1号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

令和 年度やまなしソーシャルイノベーションセンター設置事業費
補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、やまなしソーシャルイノベーションセンター設置事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) その他参考資料

一般社団法人やまなしソーシャルイノベーションセンター
理事長 殿

山梨県知事 印

令和 年度やまなしソーシャルイノベーションセンター設置事業費補助金の
交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、やまなしソーシャルイノベーションセンター設置事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、やまなしソーシャルイノベーションセンター設置事業費補助金交付要綱別表に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき山梨県補助金等交付規則第17条に規定する割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、山梨県補助金等交付規則第17条に規定する割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月31日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

第3号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体名

代表者名

印

令和 年度やまなしソーシャルイノベーションセンター設置事業費補助金
事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業について、次のとおり事業の変更をしたいので、やまなしソーシャルイノベーションセンター設置事業費補助金交付要綱第6条の規定により、申請します。

変更の理由

変更の内容

※参考となる書類を添付すること。

第4号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体名

代表者名

印

令和 年度やまなしソーシャルイノベーションセンター設置事業費補助金
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業について、次のとおり事業の中止（廃止）をしたいので、やまなしソーシャルイノベーションセンター設置事業費補助金交付要綱第6条の規定により、申請します。

中止（廃止）の理由

※参考となる書類を添付すること。

第5号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

やまなしソーシャルイノベーションセンター設置事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度やまなしソーシャルイノベーションセンター設置事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 _____ 円

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 (①-②) ③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払いの理由

4 支払いの方法

口座振替 預金種別 (当座 ・ 普通)
口座名
口座番号

第6号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

令和 年度やまなしソーシャルイノベーションセンター設置事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業について、やまなし
ソーシャルイノベーションセンター設置事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次の
とおり報告します。

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) その他参考資料

第7号様式

第 号
年 月 日

一般社団法人やまなしソーシャルイノベーションセンター
理事長 殿

山梨県知事 印

令和 年度やまなしソーシャルイノベーションセンター設置事業費補助金額の
確定通知書

令和 年 月 日 で実績報告があったこのことについて、やまなしソーシャルイノベーションセンター設置事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

確 定 額 金 円

概算払済額 金 円

精算払額 金 円

返 納 額 金 円

第8号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体名

代表者名

印

令和 年度やまなしソーシャルイノベーションセンター設置事業費補助金
財産処分承認申請書

令和 年度やまなしソーシャルイノベーションセンター設置事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、やまなしソーシャルイノベーションセンター設置事業費補助金交付要綱第10条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類